

19 類及び 21.01 項 1 . いった麦等をひきわりにしたものについて

麦茶等に使われる「いり麦」等については、「穀物調製品(19 類)」と「コーヒー代用物(21 類)」との分類が考えられるが、「コーヒー代用物」に分類されるのは、通常市販されている程度の大きさのティーバッグに入っているものに限られる。よって、バルクの場合は、コーヒー代用物であるかないかが明確でないことから「穀物調製品」として 19 類に分類される。

19.01 項又は 21.06 項 1 . 砂糖と穀粉との混合物の取扱いについて

1 . 対象物品

砂糖その他の甘味料と穀粉とを混合した物品

2 . 分類基準

全重量に対する砂糖その他の甘味料の割合が 70% 以下のものは第 19.01 項に分類し、70% を超えるものについては第 21.06 項に分類する。

なお、「砂糖その他の甘味料」には、関税率表第 17 類に分類される砂糖及びその他の糖類の他、人工甘味料(ソルビトール、エリスリトール、アスパルテーム等)及びぶどう糖と等価になるぶどう糖とデキストリン混合物の DE 値が 10 を超えるものを含む。

19.02 項、20.01 項～20.05 項又は 21.06 項

1 . 関税率表番号第 19.02 項、第 20.01 項から第 20.05 項まで及び第 21.06 項における「砂糖を加えたもの」の解釈について

- (1) 関税率表番号第 19.02 項、第 20.01 項から第 20.05 項まで及び第 21.06 項に掲げる「調製食料品(砂糖を加えたもの)」には、砂糖の含有量が全重量の 2% 以下の調製食料品(含有する砂糖が野菜等の製造原材料又は調製の際に使用された混合調味料に由来すると認められることが著しく不適當でないものに限る。)を含まない取扱いとする。
- (2) また、砂糖の含有量が全重量の 2% 超の調製食料品については、当該砂糖分が野菜等の製造原材料又は調製の際に使用された混合調味料(塩を添加した砂糖水等混合調味料として不自然なものを除く。)に由来することが著しく不適當でないと認められ、かつ、輸入関係書類又は輸入貨物(包装材料を含む。)に砂糖を加えた旨の記載がない場合には「砂糖を加えたもの」に分類しない取扱いとする。

19.04 項又は 21.01 項 1 . 玄米茶の分類基準について

玄米茶とは、通常緑茶 40%～60%と玄米(うるち米をとう精し、ふかし、乾燥し、煎ったもの。) 40%～60%を混合したもので、時には花と称する物品(もち玄米を膨張させたもの。)を 5%程度含有することがある。

玄米茶の関税分類については、玄米(花を含む。)の割合が 50%以上のものは玄米に特性があるものと認め第 19.04 項に、50%未満のものは第 21.01 項に分類する。

1904.90 又は 21.06 項 1 . 輸入公表の一部改正に伴う商品解釈等について(米、小麦、大麦又は裸麦の調製食料品の例示)

昭和 41 年 4 月 30 日付通商産業省告示第 170 号(輸入公表)において、関税率表の番号等第 1904.90 号 - 1 に掲げる「粒状の米であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの」及び第 2106.90 号 - 2 - (1) - A に掲げる「米の含有量が全重量の 30%を超える調製食料品」に該当するものとそうでないものを例示すると次のとおりである。

(1) 輸入制限品目に該当するもの

第 1904.90 号 - 1	ビタミン強化米、アルファー化米、カルシウム米、米飯、カップライス、米飯缶詰、レトルト米飯、即席お茶漬、ビタバレー及びこれらの中間製品等
第 2106.90 号 - 2 - (1) - A	米飯類、もち、米菓生地、だんご、米こうじ及びこれらの中間製品等

(2) 輸入制限品目に該当しないもの

あんまん及び肉等が重量比で 20%以下の肉まん